

○自見はなこ君 ありがとうございます。自民党の自見はなこです。どうぞよろしく願いいたします。いつも御声援ありがとうございます。

さて、火曜日に引き続きまして、再び法案審査に立たせていただきました。午前中は、厚生労働委員会の方に参考人の方々に来ていただきまして、大変充実した内容の質疑を行うことができました。もう帰られましたけれども、それぞれの参考人の方々には深く感謝、御礼申し上げたいと思います。

その話の中でも、大阪府の子ども家庭センター、大変歴史のある取組でございましたけれども、警察のOBに入っただいてから一時保護が増えたということで、この連休中にも十九名の一時保護を受け付けたというような御紹介もあったところでありました。また、大阪府の話で大変印象に残ったものの中の一つとして、十ページの資料にもございましたけれども、重症化のリスクがある方たちのリスクの重症度を一個上げるといふ、このリミット設定というものをされているということなんです、そのリミット設定そのものが大変重要で、かつ、高度な判断になるため難しい事例も多いというお話も、現場で御苦労をされている所長さん始め皆様ならではのお話だなと思って伺っておりました。

また、成育医療センターの奥山先生もお話しいただきましたけれども、地域全体、児相は介入に特化してほしいというお気持ちも訴えられておりましたけれども、と同時に、母子保健を含めた、あるいは民間NPO等を含めた地域の資源を総合的に活用して、みんなで子供を守っていくんだということについての方向性も確認する時期に入ってきているんだというお話も印象に残ったところであります。

今週の火曜日の法案質疑の際にもお話をさせていただきましたが、この間の週末に私の地元の北九州市の児童相談所に行って、一時間半のお話を伺ったというお話をさせていただきました。そこでの取組、前回は紹介をさせていただいたものがありますが、やはり大変印象的だったのは、今回の札幌市がどうであったかということにはちょっと私個人的には存じ上げませんが、北九州市は政令指定都市でありまして、その中にある七つの区の中にあるそれぞれの地域の中の母子保健の担当者を児相の子供家庭相談の担当者と併任しているという話がされておられましたので、恐らくは、それぞれの都市であるいは自治体で様々な工夫がされているんだろうと思っております。

その連携についてでありますけれども、特に今回の札幌市の事案、詩梨ちゃんの大変悲しい虐待死の事案でありますけれども、二歳で、そして六キロということであります。半分という、大人の例えば八十キロの人が四十キロになると全然違っております、子供の体重の一キロというのは大変大きな意味を持ちます。またそして、三歳、大体、生まれた子供が一年間で体重は三倍になりますけれども、子供にとってのこの体重が二歳で半分という意味は、ちょっと考えられないほど大きなインパクトを持つものであります。成長曲線や子供の発達というものが多少なりとも頭に入っていれば、一瞬ちらっと人影程度を見ただけでも何か変だというふうに通常であれば感じるんだなというふうにも思います。

そういったことから、今回の事例もそうでありまして、それから多くの事例もそうである

と思いますが、やはり母子保健事業の訪問事業の徹底ですとか、あるいは児相との、そういったところとの連携、また警察との連携など、今回の事例からも多くの対応、急ぐ課題も突き付けられているんだらうというふうに思っております。

そこで、一問目でございますけれども、警察庁の方にお伺いをさせていただきたいと思っております。

今回でも、また一つ大きな論点となっておりますが、警察においては、児童虐待に対応するためどのような体制を取っているのでしょうか。また、職員に対してどのような研修を実施しているのか教えてください。

○政府参考人（小田部耕治君） お答えいたします。

警察における児童虐待に対応する体制に関しましては、児童虐待事案については事態が急展開して重大な事件に発展するおそれがあることから、都道府県警察におきまして、児童の安全の確保を最優先として、児童虐待事案に刑事部門と生活安全部門が連携して組織的に対処するための体制を構築しているところでございます。

警察におきましては、児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、関係機関と連携しながら児童の安全の確保、保護を行うとともに、事案の緊急性、危険性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っているところでございます。また、警察におきましては、児童虐待が疑われる事案の情報を取り扱った場合には、全て児童相談所に通告し、又は情報提供を行うなどして児童相談所との連携の強化に努めているところであります。さらに、児童相談所からの援助要請に基づきまして、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護、立入調査等に警察官が同行して、児童の安全確保、被害児童の保護に努めているところでございます。

警察といたしましては、今後とも、児童相談所等関係機関と緊密に連携しながら、児童虐待の早期発見と児童の安全確保に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、警察における職員に対する研修につきましては、職員が児童虐待事案に的確に対処することができるようにするため、警察学校等におきまして各種研修の充実強化を図っているところでございます。

新規に採用された職員に対する採用時研修におきましては、児童虐待を始めとする様々な事案に関する基本的な対応要領について研修しているところでございます。また、児童虐待に関する専門的な研修におきましては、心理学を専門とする大学教授、関係行政機関の担当官、医師等の専門的知見を有する部外の有識者の方々による講義等によりまして、被害児童の心理等を踏まえた対応等について研修を進めているところでございます。

今後とも、児童虐待に係る警察職員の現場対応力の向上に向けた所要の研修等を実施するなどして、児童虐待事案への適切な対応の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

私自身は、いわゆる医師のキャリアとして内科を三年やった後に小児科に行った人間でありますけれども、小児科に行って一番初めに驚きましたのは、自分で言うのも恥ずかしい

ことも含めて申し上げますと、初日の当直の日に一番びっくりしたのは、本当に子供ってしゃべらないんだなと思ひまして、一番初めに連れてこられた当直は、東大病院の小児科でしたけれども、一か月の赤ちゃんなんですけれども、お父さんとお母さんが、本当にただ寝ているだけなんですけど、すやすや。生きていますかといって連れてきたんですね。大丈夫でしょうか、意識を失っているのか寝ているのかが分からないといって連れてこられたのが実は一番初めの当直の日だったんですけれども。

のぞいてみると、すやすや寝ているように見えるんですけれども、起こすわけにもいれないしみたいな、そういうのが実は初日でした、それから、その二例目が何かというと、ちょっと年上のまだ全然言葉をしゃべらない一歳半の子が泣いていると。それが、おなかが痛いのか何なのか全然分からないといって連れて来られたんですね。

当然、私も初日の小児科の当直でしたので本当に面食らってしまいまして、ああ困ったなと。内科で三年やってきたものですから、しゃべっても分からないってこんなに大変なんだと思ひまして、そのときは、初期というか一番初めの当直でしたので、もちろん上級指導医がおりまして、いや、こういうときはこういうところを診て、お父さん、お母さんにこういう所見聞けばこんなことが分かるようになってといって親切に教えてもらって、そこからいわゆる小児科医としてのキャリアというのがスタートしたんですけれども。

その以降に私がやはりびっくりしましたのは、内科であれば、患者さんの当直のときにこういう所見があって、大変数値が悪くてお薬を出して、その後にもう一回あした来てくださいねと言って、あるいはあさって来てくださいねと言って、来なければ自己責任なんです、基本的には。ただ、小児科医の場合は、夜中にひゅうひゅうぜいぜいして、ぜんそくで来た何とかちゃんって大丈夫だったかな、じゃ電話してみようといって大体朝八時ぐらいに、夜中に二時ぐらいに来た何とかちゃんって、その後大丈夫でしたかお母さんと電話するんですよね。それって全然違うなと思って、内科と小児科ってこんなに違うんだと思ったんです。

ある意味で言えばおせっかいと言われる領域なのかもしれませんが、やはり子供がしゃべらないですし、そのしゃべらない子供に対して両親も戸惑っているものですから、当然ながら、そして、医学的な所見というのは電話で聞けば大体、呼吸の回数とか便の性状とかで子供の状況というのは想像が付きますので、その電話一本でお母さんたちは安心したりとか、あるいはやっぱり病院に連れていこうとまた思っていたりするので、内科と小児科って随分違うんだなと思ったのが本当に初期の頃にございました。

今回の、警察ということではないんですが、関わっているみんなということではあると思うんですが、やはり縦割りの中で、ここが私の業務だ、ここは引き渡した、それはどうされたか知らないということが多分多いんじゃないのかなと思うんです。結果としてその子の安全を本当に確認できたのかなとか、どうなったかなといういわゆる親切心というのが本当に大事だと思うんですね。

これは、私何度も申し上げたくないんですが申し上げますけれども、障害者の雇用に対する厚生労働省の対応もそうだったんだと思うんです。取組をお願いしているけど、それがど

うなったかフォローしていませんという状況を何十年も続けてこられたというのは、やはり私は、最終責任の取り方ではないというふうに、最終的な責任、責任といえますか、行政の在り方としてもう少し踏み込んでいただきたいなという思いがあるわけでございます。

また、特に子供のことは随分と時代が変わって、急速に変わってきておりますので、恐らく警察が果たす役割というのが、果たすです、求められていると同時に果たすべき、果たすべき役割というものが変わってきているんだというふうに思います。警察の方にいろいろなことを取り組んでいただいているとは思いますが、本当に核心の部分になりますと、それは捜査に関わることで言えませんという必ず決まり文句が返ってきますけれども、それが子供の安全の場合にどこまで通用するのかということは、是非心の中で受け止めていただきたいなというふうに思っております。

また、後段にもお話をさせていただきたいと思っておりますが、法務省の方でも、刑法全体の在り方そのものを戦後七十年ぶりに見直すという、戦後よりかもっと長い歴史だと思っておりますが、そういう大きな今時代の変革期に来ておりますので、是非警察の方々も子供のことに关してはスタンスそのものをちょっと一歩踏み込んでいただいて、本当に大丈夫だったかなという、心配だなというこの気持ちがやはり大事でありますので、是非これからも御協力いただきますように、よろしくお願いをいたします。

さて、週末に私は、ふるさとの北九州の児童相談所と同時に小倉少年鑑別所というところも訪ねさせていただきまして、そのお話も後ほどさせていただこうと思っておりますが、実は、児童相談所を後にする直前に、是非見てほしいということで、一時保護所の階が分かれておりましたので、そちらの方にちょっとお訪ねをしたんです。

そうしましたところ、実に多くのお子さんが一時保護所におられました。入って行って廊下の右左で男性女性というふうに、男の子女の子というふうに分かれていたんですけれども、ちょうど行った時間がお昼の後の時間だったということもあったと思っておりますが、いわゆる談話室には、子供たちが、体操座りとか自由な格好をしていましたけれども、本当に大勢、所狭しといたというのが正直な印象でありました。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたしますけれども、児童相談所の一時保護の体制整備についてであります。

この一時保護の受皿の不足が一時保護の制限になることはあってはならないと思う中で、一時保護の受皿の確保や人員の強化というものは急務であるというふうに考えております。

また、塩崎先生が議連の会長をしております児童の養護と未来を考える議員連盟という中でもお招きをした奈良市がございました。児童相談所の設置準備を進めているということで、奈良市の試算によりますと、一時保護所の整備費の補助というものは、二分の一といいなながら実際の補助割合はこれを大きく下回っているということでありました。中核市における児童相談所の設置促進支援という観点も含め、補助単価の改善が必要ではないかという御指摘もいただいたところであります。

また、個室化などの環境整備も進めていく必要があると考えておりますし、また職員の配

置基準についても児童養護施設等に準じることというふうにされておりますが、実際は、子供の入れ替わりが大変激しく、そして、それぞれの子供、やはりお父さん、お母さんと離れたということ、何だろうこの状況はと受け止めにくいということもあって大変不安定な精神状態で、本当にケアが必要なお子さんでございます。それを考えるとより手厚い体制が必要ではないかというふうに考えますが、これらの課題についてどう取り組んでいくのか、お答えください。

○政府参考人（浜谷浩樹君） お答えいたします。

一時保護につきましては、子供の安全確保のために、個々の子供の状況に応じまして適切に行われることが重要と考えております。

現行制度におきましては、御指摘のとおり、一時保護所の設置、運営につきましては、職員配置も含めまして、児童養護施設の面積、配置基準等に係る基準を準用する形で基準を定めております。一時保護所に入所する子供につきましては、その年齢も一時保護を要する背景も様々でありますので、個々の状況に配慮した対応が可能となるような職員配置や環境整備を行うことなどによりまして、子供が安全感や安心感を持てる生活の保障に努めることが必要と考えております。

まず、今年度予算におきましては、適切な環境で一時保護を行うことができますように、個室整備など施設整備に関する補助単価を加算いたします。また、一時保護を実施するための専用施設に対する補助なども行うことといたしております。

またさらに、三月の関係閣僚会議で決定いたしました抜本的強化についてにおきましても、一時保護所の環境改善、体制強化等に向けまして、一時保護を必要とする子供を適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護も含め、一時保護の受皿の適切な整備や確保を進める、一時保護所が安心、安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとしております。

また、本法案の附則第七条、これは衆議院の修正で入りましたけれども、におきましても、一時保護施設の職員の量的拡充と質的拡充に係る方策を検討し、必要な措置を講ずることとされておりますので、こういった修正の趣旨も踏まえまして、具体的内容につきまして、概算要求に向けまして、一時保護所等の現場の実情も踏まえた上で、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

○自見はなこ君 是非よろしく申し上げます。

また、大阪府の話から、栄養士さんも配置しているというようなお話もありましたので、私たちが議員連盟として、あるいは私自身ももう少し詳しく勉強を重ねていっていきたいと思いました。是非これからもよろしく申し上げます。

また、里親についてお尋ねをしたいと思っております。

里親委託を促進していくに当たっては、乳幼児を中心に新規の措置時におけるこの委託率というものを高めるということが必要で、適切なアセスメントを実施した上で、今、乳児院や児童養護施設に措置されている子供の里親への措置変更を進めていくことというの

大切であるというふうに思っております。

ただ、この施設から里親の方へということ、措置変更にあたって、いきなり、じゃ、はい、お願いしますとって、あしたからというわけにはいきませんので、大変丁寧に、委託の前に何度も何度も交流を重ねていただいたり、そういった関係づくりというものをしていくというのが重要であるというふうに思っております。

この、委託前交流というそうでございますけれども、この委託前交流のプロセス、これを円滑に進めるにあたっては、この交流期間中における里親候補者への心理的なサポートですとか、あるいは経済的負担の軽減を図るための取組についても是非御検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（浜谷浩樹君） お答えいたします。

施設から里親への措置変更にあたりましては、御指摘のとおり、子供と里親との関係づくりを丁寧かつ段階的に行っていくことが重要と考えております。

このため、現行の児童相談所運営指針におきましても、措置の変更を行う場合には、子供にとって負担のない段階的な移行支援を行うこと、あるいはその里親に子供を委託する際には、子供と里親との交流、関係調整を十分に行った上で委託の可否を判断することなどを定めております。

また、都道府県におきまして二〇一九年度中に策定いただくこととなっております社会的養育推進計画におきましても、里親家庭の相談援助体制の充実を盛り込むよう依頼しております。この際、質の高い里親養育を実現する観点から、委託前の交流支援を含めまして、子供と里親家庭のマッチングなどを行います民間の里親養育包括支援機関、これ民間フォスタリング機関と称しておりますけれども、その活用を促しております。

具体的には、この民間の里親養育包括支援機関におきましては、委託前の段階の支援といたしまして、一つは子供と里親の関係づくりを段階に行うための面会等の交流、それから里親家庭における子供を迎える準備の支援、それから外泊期間中の家庭訪問、こういったことを行うことといたしております。

また、厚生労働省におきましては、このような民間のフォスタリング機関に対する補助事業を実施しておりますけれども、今年度の予算におきましては、これまで一機関当たり最大約三千万円の補助単価でございましたけれども、倍の約六千万円に拡充いたしました。

委託前交流のプロセスをより円滑に進められるようにする観点から、御指摘の交流期間中における里親候補者への心理的サポート、あるいは経済的負担の軽減を図るための取組についても今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

○自見はなこ君 地域地域の事情というものもそれぞれあるというふうなことも児童相談所で、北九州でお伺いをしたところでもありますけれども、是非、やはり家庭的な環境というのは非常に大事でありますので、第一義的に大事なことは大事なことでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

さて、次に、少年法についての質問に移りたいと思います。

週末に二軒目として訪ねさせていただきました小倉少年鑑別所でも本当にお世話になった旨、前回もお礼を申し上げたところではありますが、現在、少年法の年齢の引下げというものも法制審で議論が行われているというふうに聞いております。

前回の質問のところの最後の部分でちょっと感想も含めて述べさせていただきましたけれども、私の場合は、児童精神科医、小児科医の先生との付き合いが多いものですから、少年鑑別所あるいは少年院で働いている先生方、ドクターの先生方は大変この少年法の理念に感銘をし、共鳴をしながら、日々生きがいを持って働いておまして、それは、大変可塑性の強い、反省を促して、更生ができるという、可塑性ということでございますけれども、この可塑性が強い少年と接していると、本当に、むしろ、どちらかというと、普通の市内にいる少年たちよりも少し幼い感じすらあるんだけれども、とても素直な子供たちが多くて、そして、適切な医療あるいは司法の介入があれば、子供たちあるいはその両親たちも含めて救われるんだということで、大変やりがいを持って仕事をされているということでありました。

ただ一方で、今回の少年法の年齢引下げについては、実に鑑別所に来る方たちの半数が十八、十九歳だということがございますので、果たして、彼らが本来であれば可塑性があって更生につながるのに、刑法の領域に入ってしまうと刑事罰になって刑務所に入ってしまうところの更生というものが奪われてしまうのではないのかという大変な御不安も持っていたところでもございました。

ところが、法務省にお伺いをいたしますと、そうではなくて、刑法そのものの在り方も、そのものも含めて考え直そうとしている。特に若年成人に関しては、今までの罰イコール作業という概念を少し変えていこうという、こういうことすら考えているんですということでありました。

質問でございますが、実際に少年院等で処遇を行っている職員に対しまして、法制審議会でも現在議論が行われているとも伺っておりますが、そういった状況を伝えながら一緒に考えていくような機会というものが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大橋哲君) 法制審議会におきましては、少年法適用年齢の引下げにとどまらず、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための制度、施策に関し幅広く審議がなされております。実際に少年院、少年鑑別所等で少年への処遇等に当たっている職員に対して、その制度、施策に関しての情報共有を図り、その理解を深めるということは重要であると認識しております。

従来から、法制審議会における審議の都度、会議の議事録や配付資料について、現場職員が執務用のパソコンから閲覧することができるよう専用のネットワークシステムに掲示するほか、各種会合等の機会を通じて法制審議会の検討状況を施設長等に対して説明し、各施設における職員への共有を促すなどしてその周知を図っているところです。

これらに加えて、当局におきましては、現在、全国の少年院、少年鑑別所等の監督者のみならず一般職員を含めた現場職員に対し、法制審議会でも検討されている制度、施策に関

し双方向的な情報共有を図るため、質疑応答の時間を設けた説明会を順次実施しているところでございます。

今後とも、様々な機会を通じまして、法制審議会における審議状況等に関し、現場、施設の職員との間で情報共有を図り、その理解を深めるための取組を進めていきたいと考えております。

○自見はなこ君 現場との対話、大事にさせていただいてくださっておりますこと本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、小倉少年鑑別所で大変勉強になりましたけれども、少年が鑑別所にいる間、見るのはあくまでその少年の特性と、個人の特性がどういうものかというものを見るということに集中をされておりました。一方で、その子たちを取り巻いていた家庭環境ですとか学校での環境というのは、これはまた別に家庭裁判所の調査官という者がその調査をしているということでありました。そしてその調査官は、少年が入所している間、幾度か訪問したり、あと、最終的には、全体的な総合判断というものはこれは家庭裁判所で行われるということでありました。この調査官に対しましても、大変多くの方が救われたと、ここまで丁寧に自分たちの家庭養育も含めて聞いてもらったことはなかったという保護者の方からのお声も聞いたことがございます。

この家庭裁判所の調査官という者はどんな専門性を有しており、その専門性をどのように身に付けているのか、是非教えてください。

○最高裁判所長官代理者（手嶋あさみ君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、少年事件、家事事件を問わず、家庭事件の適正迅速な解決を図るため、家庭裁判所においては、裁判官の命を受けて、家庭裁判所調査官が事実の調査及び調整に当たっております。家庭裁判所調査官は、親と子の関係性ですとか非行のメカニズムを解明するため、臨床心理学、発達心理学等の心理学や、家族社会学、教育学などといった行動科学に基づく専門的知見を身に付けております。また、こうした知見を踏まえまして、調査面接のための適切な質問の仕方ですとか観察のポイントといった面接の技法や、言葉のやり取りだけでは理解が困難な場合にも対応できるよう、心理テストなどの実務上の知見や技法も身に付けて活用しております。

このような専門性を身に付けるために、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官補として採用された後、約二年間の家庭裁判所調査官養成課程を修了し任官をしております。この養成課程では、裁判所職員総合研修所での約九か月間の合同研修のほか、各地の家庭裁判所で約十四か月の実務修習を行っており、これらの課程を通じまして、行動科学の最新の知見ですとか、家庭裁判所調査官としての実務上の専門的知見や技法を習得しているところでございます。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

これから、児童相談所あるいは母子保健事業の中で、これだけ虐待ということが大きくなっていく中で、今教えていただきました調査官の養成の仕方というもののカリキュラムの

内容ということ、私たちも一緒にちょっと勉強をさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

時間があと二分でございますけれども、少年鑑別所に伺いましたときに、法務少年支援センターの設置状況について是非教えていただきたいと思うんですが、これらについても大変私が不勉強で知らなかったんですが、素晴らしい取組をしておられましたので、これについてお答えください。

○政府参考人（大橋哲君） お答えいたします。

少年鑑別所は、本所、分所合わせて全国で五十二か所設置されておまして、少年鑑別所法第三十一条に基づきまして、法務少年支援センターという名称を用いて、地域援助と呼ばれます地域社会の非行、犯罪の防止に向けた活動を行っております。

具体的には、関係機関と連携を図りながら、子供に対する心理相談や能力、性格の検査、問題行動のある子供を支援するための支援会議への出席等を行っております。心理相談におきましては、暴力や性的な問題行動に及ぶなど、その背景に複雑な問題性が疑われ、学校や他の相談機関等が対応に苦慮している児童生徒について、非行や問題行動に関する専門的知見を活用して対応しております。援助の対象は、子供に限らず成人も含んでおまして、本人以外の保護者や家族、学校の教諭、支援者等に対しても必要な援助を行っております。

少年鑑別所は、法務少年支援センターとして引き続き関係機関と連携しつつ、個々の相談者等の悩みに真摯に向き合い、地域の非行及び犯罪防止に貢献してまいりたいと考えております。

○自見はなこ君 取組に心から感謝申し上げたいと思います。

最後、時間になりましたので御紹介だけですけれども、資料の一を提示してございます。

実は、障害児の入所施設に入所されるお子さんたちに被虐待児が多いということであり、医療的ケア児の問題ですとか重心の問題、様々な問題取り扱っていただいておりますけれども、やはり障害あるなしにかかわらず、子育てが孤立化しているということがこれの裏側にあるんだというふうに思います。大変大きい数字だと思いますので、御紹介をさせていただきます。

そして最後に、小児科になる医師について、今、専門医機構というところでシーリングを掛けています。これはそれぞれの専門医であります、これが実態とそぐわないのではないかと御指摘を現場からもいただいております。これは答えなくてももちろん結構でありますけれども、小児科医のみならず、それ以外の科もそうありますが、特に小児科はこれから、児童相談所も含めまして社会的な仕事ということが増えますが、現在のシーリングの在り方というのはどこかで見直していただく必要があるんじゃないのかなと思っておりますので、これは意見として述べさせていただきたいと思っております。

以上、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。